

平成29年度第2回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時:平成 29 年 12 月 7 日(木)午後3時～

場 所:プリムローズ大阪(2階)「鳳凰(東)」

1 審議事項

(1)大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について

平成 29 年6月6日に開催された大阪府環境審議会における知事からの諮問について、専門的な見地から土壌汚染対策検討部会が検討を行い、そのとりまとめ結果が第一次報告として平田部会長から報告された。審議の結果、部会の報告をもって環境審議会の第一次答申とされた。

【答申の主な内容】

○ 土壌汚染対策法の改正法(平成 30 年 4 月 1 日施行分)との整合を図る観点からの大阪府生活環境の保全等に関する条例等における規定整備のあり方として、以下の4点が示された。

➤ 土地の形質変更の届出・調査に関する規定

改正法では、土地の形質変更の届出に併せ土壌汚染状況調査の実施結果を提出できることとされたが、条例に基づく土地利用履歴等の報告の内容は、法の調査に全て含まれているため、ダイオキシン類以外の有害物質について、届出と併せて法の調査の実施結果が提出される場合は、条例に基づく報告を要しないものとするのが適当。

➤ 有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定

条例に規定する有害物質使用施設の設置者は、施設で使用していた有害物質の種類等の情報について調査を実施する指定調査機関に提供するよう努めるものとする規定を設けるのが適当。

➤ 区域指定の解除の情報に関する規定

指定が解除された条例に基づく区域について、指定が解除された区域の台帳(解除台帳)を調整して保管し、閲覧可能とするものとする規定を設け、記載事項は法令と同様とすることが適当。

➤ 指定区域から汚染土壌を搬出する際の管理票に関する措置

条例に基づく管理票について、電磁的記録による保存ができるものとするのが適当。

(2)大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について

平成 29 年6月6日に開催された大阪府環境審議会における知事からの諮問について、専門的な見地から水銀の大気排出規制検討部会が検討を行い、そのとりまとめ結果が近藤部会長から報告された。審議の結果、部会の報告をもって環境審議会の答申とされた。

【答申の主な内容】

- 改正法による規制対象にも該当する施設
 - ・ 条例の規制対象外とすることが適当。
 - ・ なお、改正法の経過措置が適用される場合には、その期間は条例の排出基準を適用することが適当。
- 改正法の規制対象に該当しない施設及び改正法の要排出抑制施設
 - ・ 改正法の規制対象に該当しない施設については、現行の方法により条例の規制を継続することが適当。
 - ・ 要排出抑制施設については、条例の水銀規制を適用することが適当。
- 水銀の測定対象・測定方法・測定頻度
 - ・ 条例における水銀の測定対象は、従来どおりガス状水銀とすることが適当。
 - ・ 測定方法、測定頻度については条例による現行の方法を継続することが適当。
 - ・ 水銀の量が著しく変動する場合は、改正法の測定方法(平成 28 年環境省告示第 94 号)によることも可能とすることが適当。
- 水銀の測定結果の確認方法及び排出基準超過時の対応
 - ・ 測定結果の確認方法及び排出基準超過時の対応は、条例による現行の方法を継続することが適当。

(3)大阪 21 世紀の新環境総合計画の点検評価結果及び計画の一部見直しについて

平成 29 年 8 月 17 日に開催した環境総合計画部会において、環境総合計画の毎年度サイクル及び複数年サイクルの点検評価を行い、毎年度サイクルの施策事業は概ね順調に進んでいることなどの結果であったことや、点検評価の結果を踏まえ、環境総合計画の一部見直しに関する意見具申をとりまとめたことが、近藤部会長代理から報告された。

審議の結果、計画の一部見直しに関する意見具申について環境審議会の意見とすることが決定された。

【意見具申の主な内容】

- 各施策の効果がより一層高まるよう、施策・事業の方向性や内容、工程について見直しを検討すること。
- 気候変動の影響への適応の基本的方向性を盛り込む等の改定を行った「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」をはじめ、各種計画等と整合を図る事。

(4)大阪府環境審議会の部会廃止について

過去に設置された部会のうち、条例で常設とされている部会や今後継続的に審議事項が見込まれる部会などを除き、答申後開催実績も無く、現時点では一定の役割を終えたと考えられる以下の部会については、平成 29 年 12 月 7 日付けで廃止することが決定された。

- ・流入車対策部会
- ・瀬戸内海環境保全計画部会
- ・循環型社会推進計画部会

- ・土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会
- ・石綿飛散防止対策部会
- ・新たなエネルギー社会づくり検討部会
- ・生活環境保全等施策検討部会
- ・廃棄物処理計画部会
- ・費用負担計画部会
- ・揮発性有機化合物・化学物質対策部会
- ・地球温暖化・ヒートアイランド対策制度化検討部会
- ・水銀の大気排出規制検討部会

また、今後設置される部会については、部会報告を行い審議会の答申とする議決が得られる等により、一定の役割を終えたものと審議会が判断するものは、その都度審議会の議決を経て廃止する考えが示された。

2 報告事項

(1) 温泉法に基づく温泉掘削等許可について(温泉部会報告)

平成 29 年 8 月 29 日に知事から諮問があった温泉法に基づく温泉掘削等許可(4件)について、温泉部会で審議し、許可することに支障なしと同日付けで答申したことが益田部会長から報告された。

(2) 基金活用事業等の審査結果等について(環境・みどり活動促進部会報告)

平成 29 年 5 月 25 日、7 月 27 日、9 月 14 日、10 月 11 日に環境・みどり活動促進部会で審議した、環境保全活動補助金事業やみどりづくり推進事業等の審査結果等について、増田部会長から報告された。

(3) 循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定について(リサイクル製品認定部会報告)

平成 29 年 8 月 25 日に知事から諮問があったリサイクル製品の認定について、リサイクル製品認定部会で審議し、43 製品全てを認定することが適当であると同日付けで答申したことが貫上部会長から報告された。

(4) 大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況について(温暖化対策部会報告)

平成 29 年 10 月 29 日に温暖化対策部会を開催し、大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況について審議した結果について、下田部会長から報告された。

(5) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について(事務局報告)

大阪湾圏域広域処理場の搬入枠の再設定を行う大阪湾圏域広域処理場整備基本計画

(案)について、事務局から概要の報告を行った。

以 上